

協会長ステートメント

会長 舟曳真一郎

2025.12.18

協会長に就任して約6か月が経過しました。この間の主な取組につきまして、ご報告と所感を申し上げます。

1. はじめに

先月、大分県大分市で大規模火災が発生しました。この災害でお亡くなりになられた方に謹んで哀悼の意を表しますとともに、ご遺族および被災者の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。今日は、青森県東方沖を震源とする地震が発生しました。被災者の皆さんに心よりお見舞い申し上げます。あわせて、被災地での救助・復旧活動などに携わられている方々に、深く敬意を表します。



また、近年は、これまで経験したことのない集中豪雨や暴風などにより、日本各地で甚大な被害が発生しています。気候変動の影響による自然災害の激甚化・頻発化は常態化しつつあります。損害保険業界は、引き続き、被害に遭われた方々への迅速かつ適正な保険金支払に尽力するとともに、消費者や事業者の皆さんに災害リスクへの感度を高めていただく取組に注力していきます。

加えて、昨今、深刻化しているのがサイバー攻撃への脅威です。国内外の企業や組織を狙った巧妙かつ大規模な攻撃が連日報じられ、サプライチェーン全体を巻き込んだ事業中断リスクが社会に甚大な影響を及ぼしています。この新たな脅威に対し、専用商品やリスク低減サービス等の提供を通じて、社会全体のレジリエンス向上を支えていきます。

当業界には、国民生活の安定と国民経済の発展に貢献する使命があることを改めて強く認識し、経済の成長を支える商品・サービスの提供等を通じて、安心で安全な社会の実現に欠くことのできない社会インフラとしての役割を発揮していきます。

2. 具体的な取組

(1) お客さまと社会からの信頼回復に向けた取組

「顧客本位の業務運営の徹底」と「健全な競争環境の実現」に向けて、前者においては「保険代理店の募集品質向上に資する取組」を、後者においては「企業におけるリスクマネジメント意識向上に資する取組」を活動の核として取組を進めています。

① 保険代理店の募集品質向上に資する取組

2026 年度から開始する代理店業務品質評価制度の本格運用に向けたトライアルを実施しています。損保各社において自己点検チェックシートをもとにした保険代理店との対話が開始され、募集管理体制の確立や募集品質向上について両者間で論議し対策を講じるなど、適切な保険募集の実現に向けた取組を進めています。

ア. 代理店業務品質に関する評価指針の改正案、自己点検チェックシート等の改訂案の策定

7 月から 8 月にかけて実施した自己点検チェックシート等の改訂に関する意見公募では、約 900 件の意見等が寄せられました。それらを踏まえて評価指針の改正案および自己点検チェックシート等の改訂案を策定し、11 月末期限で再度意見を公募しました。寄せられた意見等を踏まえ、評価指針の追加改正等を行い、2026 年度からの代理店業務品質評価制度の本格運用開始に向けた準備を進めます。

また、7 月より開始しているフォローアップ点検のトライアルを踏まえ、代理店業務品質評議会が担う役割に、保険会社の代理店指導等の状況に関するヒアリングや、代理店指導の改善に向けた提言等を追加し、本点検の実効性を高めていきます。

イ. 募集人資格制度の再構築

特定大規模乗合損害保険代理店に求められる法令等遵守責任者に関する新たな資格制度を構築し、今月から試験を実施しています。損保大学課程・専門コースの法律単位のカリキュラムを充実させ、新たに同単位の試験に合格した専門コース認定取得者が更に動画教材を学習することで、法令等遵守責任者資格を取得できる仕組みとしています。

② 企業におけるリスクマネジメント意識向上取組

企業が自社のリスクマネジメント方針に見合った保険商品・サービスを選択できるよう、企業におけるリスクマネジメント意識の向上に取り組んでいます。金融行政方針でも「損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進」が掲げられるなど、重要なテーマであると捉えています。

その一環として、企業価値向上に取り組む経営層やリスクマネジメント担当部門の皆さんを対象に、企業のリスクマネジメントに関する意識・知識の向上を企図したセミナーを 11 月 19 日に実施し、約 700 名の方に参加いただきました。経済産業省産業資金課から「VUCA 時代の不確実性をどう乗り越えるか」、慶應義塾大学の柳瀬教授から「日本企業のリスクマネジメント・保険購買の高度化に向けた展望と課題」をテーマに講演いただいた後、リスクマネジメントの専門家によるパネルディスカッションを行いました。セミナーの模様は、協会公式 YouTube チャンネルで配信するアーカイブ動画で確認いただけます。

また、リスクマネージャーを育成するための施策として、将来的な資格制度の立上げを視野にいれた、業界共通の育成プログラムの構築に向けた検討を進めています。

加えて、今月より経済産業省、金融庁共催による「企業のリスクマネジメントの高度化に向けた検討会」の第1回が開催されました。当協会も同検討会に参画し、リスクマネジメントの高度化に向けて、ともに取り組んでいきます。

日本企業のリスクマネジメントを高度化することは、組織の強靭性や経営の意思決定の質を高め、新たな挑戦の後押しにつながります。企業の価値創造を下支えし持続的発展に寄与すること、ひいては我が国の経済的成长に寄与するために、官民挙げて取り組むべき課題であると考えています。

③ 監督指針等の改正を踏まえた対応

今月、「保険会社向けの総合的な監督指針」（以下「監督指針」）等の改正に向けたパブリックコメントが開始されました。今回の改正は「乗合代理店における適切な比較推奨販売の確保」や「特定大規模乗合損害保険代理店の体制整備」、「特別利益の提供の範囲の拡大」等が対象となります。

なかでも、比較推奨販売については、代理店が独自の理由・基準で保険商品を選別し、商品を推奨する、いわゆるハ方式が廃止され、今後は、顧客の意向に基づいて最適な商品を提案する、もしくは、複数の商品を提示して顧客による選択を求める、のいずれかとなります。顧客の最善の利益の実現に向けて、業界全体で比較推奨販売の適正化と顧客本位の募集体制の確立に取り組んでいきます。

また、信頼回復に向けた各取組の実効性を確保し、業界全体の取組レベルの底上げを図る観点から、会員会社に対してガイドライン等に関する3回目のフォローアップアンケートを実施しました。今回から、新たに「損害保険会社による便宜供与適正化ガイドライン」をフォローアップの対象に加えたほか、「損害保険会社からの出向者派遣に係るガイドライン」等は改定後の内容に基づきフォローアップを実施しています。各ガイドライン等は、策定や改定からの期間に応じて浸透し、着実に会員各社の取組が進捗していることを確認しています。今後も、必要とされるガイドライン等を策定または改定するとともに、会員会社の取組状況を定期的にフォローアップしていきます。

（2）第10次中期基本計画・重点目標に関する取組

第10次中期基本計画における3つの重点目標に紐づく取組を着実に進めています。

① 損保業界の成長を支えるビジネス基盤の整備

自賠責保険の損害調査・支払業務におけるペーパーレス化を実現する共同システム「s-JIBAI」を12月1日にリリースしました。お客さまへの保険金支払の迅速化につなげるとともに、郵送・紙代のコスト削減等による業務効率化を実現します。

また、同日に、公共工事履行保証証券（履行ボンド）および履行保証保険の証券等を電磁的方法により提出する新たな保証証券等確認システムの運用を開始しました。本システムにより、会員会社や公共工事履行保証等に関わるすべての方々の業務の効率化・ペーパーレス化および運用の安全性・利便性の向上に寄与します。

② 社会・保険制度のレジリエンス強化

10月8日に会員会社の保険金不正請求事案への対応力強化を目的として「保険犯罪防止セミナー」を開催しました。「自動車保険における虚偽事故に関する不正請求対応」をテーマに、自動車保険の保険金請求における虚偽事故の見分け方や損害調査での重要な考え方などに加え、事例を用いた確認ポイントなどの詳細な説明があり、損害調査担当者にとって実務に役立つ有意義なセミナーとなりました。

③ 消費者・事業者へのリスクマネジメントの理解浸透

事業者向けの取組として、2021年から毎年実施している中小企業におけるリスク意識や対策状況に関するアンケート調査を実施しました。中小企業の約8割（81.1%）が事業活動を行う中で何らかのリスクを認識している一方で、損害保険の加入率は、「火災保険」は6割弱（58.6%）、その他の保険は3割前後に留まっています。サイバー保険に至っては、1割弱（8.8%）となっています。また、中小企業の4社に1社が何らかのリスクによる被害を受けており、実際に被害に遭った企業の半数以上が「リスクに対する備えが不足していた」「被害額がこんなに高くなると思っていた」と回答しています。このアンケート結果を踏まえて、リスクを他人事ではなく自分事として認識し、日頃から万一の被害に備えることの重要性を訴求していきます。

また、本調査ではリスクへの対策としてBCP（事業継続計画）に取り組んでいると回答した中小企業の割合が1割弱（9.0%）に留まっており、国や自治体とも連携しながら同取組の必要性を改めて認識しました。

これらの実態を踏まえて、当協会としても事業者へのリスク啓発、損害保険の普及、事業継続活動の推進等の取組を一層強化し、地域経済の早期復興、活性化に貢献していきます。

消費者向けの取組では、当協会で初めて、火災保険契約者を対象に水災リスクや水災補償の意識実態調査を実施しました。水災リスクへの対策としては、「ハザードマップの確認」「備蓄品の準備」「避難先の確認」などが高順位で、「水災補償の付帯」は7位と低順位でした。また、水災が補償される保険商品に対する認知率は半数程度（50.1%）に留まっており、改めて水災補償の普及啓発に取り組む重要性を認識しました。損害保険料率算出機構の統計によると、水災補償の付帯率は61.8%に留まっており、地震保険の付帯率70.4%と比しても低い水準となっています。

この状況を踏まえて、水災リスクや水災補償に関する認識を高めるために、「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」の更なる活用推進や水災リスク啓発動画の視聴促進等を進めています。

④ 各種課題への取組

ア. 「修理工賃単価に関する対話・協議のあり方にかかるガイドライン」のフォローアップ

3月に公表した「修理工賃単価に関する対話・協議のあり方にかかるガイドライン」について、会員会社のフォローアップを実施しました。ガイドラインの周知、ガイドラインの求める態勢整備、現場の運用状況の確認等について着実に実施されていることを確認しました。車体整備事業者との対話・協議に関する規程や現場向けの説明資料の整備、現場の協議状況を本社が把握するためのスキームの構築等にも取り組んでいます。一方で、車体整備事業者との更なる信頼関係の構築が必要との受けとめもあり、継続的な課題として認識しています。会員会社に対して、車体整備事業者との丁寧なコミュニケーションに関する社内周知・研修を求めるなど、引き続き会員会社の態勢整備を促していきます。

イ. 講演会「交通事故紛争における被害者との向き合い方」の開催

10月17日に、講演会「交通事故紛争における被害者との向き合い方」を開催し、交通事故紛争に携わる弁護士や損害保険会社社員など 約400名が参加しました。本講演会の前半では、一般社団法人関東交通犯罪遺族の会の小沢代表理事、松永副代表理事を招き、ご自身の経験等に基づき交通事故の被害者やその家族・遺族が負う心の傷について講演いただきました。また、後半では、日本弁護士連合会所属の望月弁護士（アテナ法律事務所）、柴田弁護士（柴田崇法律事務所）、合間弁護士（かんま法律事務所）を招き、パネルディスカッション形式で加害者側・被害者側双方の立場から、交通事故紛争に携わる方に求められる配慮等について論議いただきました。

ウ. 新興国市場への支援

11月25日から28日にカンボジアで開催された ASEAN 保険会議に参加し、日本の自然災害への対応等を紹介しました。

また、公益財団法人損害保険事業総合研究所と当協会の共催で、日本国際保険学校（ISJ）の一般コースを本年11月から12月にかけて開催し、東アジアの13地域から22名が参加しました。今後は、来年2月にベトナムで海外セミナーを実施する予定です。

なお、来年は、東アジア保険会議（EAIC）の大会が、東京で開催されますので、当協会も事務局として運営準備を行っています。

3. おわりに

会長に就任して半年間、信頼回復に向けた取組と中期基本計画の重点目標に関する取組を中心に、会員会社が一丸となって活動を進めてきました。これらの取組が結実し、当業界の変化を目につけるかたちで皆さまにお届けすることができるよう、その歩みを着実に進めていきますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いします。

以上